

令和3年4月1日施行  
(一部、令和4年4月1日施行)

## 温暖化対策に関する条例改正の概要（建築物関連）

京都市・京都府では、「2050年脱炭素社会」を目指すとともに、その実現に向けて、令和2年12月に京都市地球温暖化対策条例、京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例を改正しました。建築物関連の条例等の概要は、以下のとおりです。

### 建築主の義務

#### ○ 特定建築物（延べ床面積2,000㎡以上の新築・増築）

建築物排出量削減計画書（CASBEEによる評価）の提出、表示

改正内容：実施しようとする排出量削減措置項目の追加

（追加項目）・電気自動車等の充電設備の設置

・温室効果の低いフロン設備の導入

・宅配ボックスの設置など再配達の削減

地域産木材の利用

改正内容：利用可能範囲の拡大（建築物内 → 敷地内（塀など土地に定着する工作物））

再生可能エネルギー利用設備の設置

改正内容：・計算に用いる係数の更新

・設置基準を引上げ（3万MJ → 6万MJ～45万MJ）（令和4年4月施行）

#### ○ 準特定建築物（延べ床面積300㎡以上2,000㎡未満の新築・増築）

再生可能エネルギー利用設備の設置

改正内容：設置義務の対象に追加し、基準は3万MJ（令和4年4月施行）

#### ○ 特定緑化建築物（敷地面積1,000㎡以上の新築・改築）

改正なし（これまでどおり、建築確認の申請前に手続が必要です。）

### 設計者（建築士）の義務

#### ○ 新築・増築（延べ床面積10㎡未満を除く。）

再生可能エネルギー利用設備の設置の促進

改正内容：・建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に関する説明

・説明書面の保管（工事完了後3年間）

・新様式や制度詳細、手引等については、京都市、京都府のホームページにて御確認ください。